

感震ブレーカー設置事業Q & A

◇感震ブレーカーの概要

Q 感震ブレーカーは、どのくらいの揺れで作動しますか？

A メーカーにより異なりますが、震度5強以上で作動します。

Q 感震ブレーカーには、どんな種類がありますか？

- A ①センサーが分電盤に内蔵されている製品
②既存の分電盤に、外からセンサーを取り付ける製品があります。



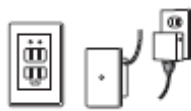
分電盤タイプ(内蔵型)



分電盤タイプ(後付型)

内蔵されている製品の場合は、既存の分電盤と取り換えることになります。

その他にも、コンセントタイプや電気工事がいらぬ簡易な製品もありますが、補助金の対象ではありません。



コンセントタイプ



簡易タイプ

Q 補助対象が、分電盤タイプだけなのはなぜですか？

A 分電盤タイプは、安全性及び動作の確実性が高い一方で、費用が高額な事や、電気工事が必要となるなど、普及には時間を要するものと思われます。

このことから、分電盤タイプを補助対象とし、設置を推進することで、地震による電気火災からの人的・物的被害の軽減及び延焼火災の発生防止を図るためです。

Q どのくらいの費用を見込んでおけば、よいでしょうか？

A 住宅事情によりことなりますが、既存の分電盤に追加する製品を取り付ける場合、工事費用込で概ね3万円から4万円程度と思われます。

Q 建物すべての電気を遮断するのですか？

A はい。そのため、医療機器や防犯設備など、災害時においても通電している必要があるものにも影響が出る可能性があります。

また、夜間に地震が発生した場合、照明が消えることで、避難の妨げになることも考えられます。

◇補助対象者等について

Q 設置工事の経費は、申請者がいったん全額払うのですか？

A はい。工事が完了してから実績報告書等を提出していただき、その書類を審査したうえで、指定の口座に補助金を振り込みます。

Q 事業所や個人宅兼事業所は申請できますか？

A 個人の住宅が対象のため、事業所は対象となりません。

また、個人宅兼事業所の場合は、自宅と事業所の分電盤が別々に設置されていれば、自宅分については補助金の対象となります。

Q 2世帯住宅にそれぞれ分電盤があるが、2つとも申請できますか？

A 1世帯につき1回の申請ができるので、各世帯がそれぞれの分電盤について申請できます。

Q 母屋と付属屋にそれぞれ分電盤があるが、2つとも申請できますか？

A 1世帯につき、申請は1回限りです。

それぞれ別の世帯が所有又は居住している場合は、それぞれの分電盤について申請できます。

Q 賃貸住宅の場合に、一括して申請できますか？

A 居住者（1世帯）から申請できますが、所有者や管理者から、一括して申請はできません。

交付申請書に、建物の所有者または管理者の承諾をもらってください。

Q なぜ賃貸住宅の場合、居住者（1世帯）からの申請が必要なのですか？

A 1世帯につき1回の申請ができる制度のため、居住者（1世帯）からの申請が必要です。

◇申請について

Q 申請は、いつ行えばよいですか？

A 感震ブレーカーを設置する前に、市役所危機管理総室に申請してください。

申請は、令和4年4月1日（金）から令和5年1月27日（金）までの間、受付けます。

ただし、先着順に受け付け、予算額に達し次第、受付は終了します。

Q 申請書は、どこでもらえますか？

A 危機管理総室、各区役所地域総務課、電気工事店にあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。

Q 申請の受付場所は、どこですか？

A 持参または郵送で危機管理総室あて提出してください。持参の場合は、各区役所地域総務課でも受け付けますが、書類の審査は危機管理総室で行います。

Q 申請書は、郵送してもいいですか？

A 郵送でも受け付けます。

ただし、書類に不備があった場合、申請書類を返却する場合があります。持参して申請したいけれども困難な場合は、静岡電気工業協同組合や清水電気工事協同組合または電気工事店に相談してください。

Q 申請書を市役所まで出すのが困難な場合はどうすればよいですか？

A 郵送または代理者の持参による申請についても受理いたします。

駿河区役所及び清水区役所の地域総務課でも申請書の受領をいたします。（受領のみで書類の確認はできません）郵送の場合、書類に不備があった場合は書類を返却する場合があります。持参して申請したいけれども困難な場合は、静岡電気工業協同組合や清水電気工事協同組合または電気工事店に相談してください。

Q 申請の締め切りは、ありますか？

A 令和5年1月27日（金）までとなります。申請は、先着順に受け付け、申請額が予算額1,500万円を超えた時点で、終了となります。

Q 予算額を超えて申請の受付を締め切る時、そのアナウンスはありますか？

A 市ホームページに掲載します。

Q 補助金の振込先は、申請者と異なる名義人の口座でもいいですか？

A 別の名義人の口座に、振り込むことはできません。申請者と口座名義人は同一としてください。

Q 市内の住宅であることがわかる書類を取り寄せたいのですが、どこにありますか？

A 下記の書類のうち、いずれかひとつを申請書に添付してください。

課税明細書を紛失した場合は、市役所（区役所）にて名寄帳（最新年度）を取得してください。

固定資産税納税通知書 及び課税明細書（写）	市役所から毎年送付されます （再発行できません）
名寄帳 （写）	市役所 市民税課 市税証明係 ☎054-221-1032
	駿河税務センター ☎054-287-8669
	清水市税事務所 証明窓口 ☎054-354-2071
建物の登記事項証明書 （写）	静岡地方法務局 ☎054-254-3555
	静岡地方法務局清水出張所 ☎054-351-4481
建築確認済証（写）	主に新築住宅の場合

Q 新築の場合は、いつから申請できますか？

A 分電盤の設置工事が始まる前に申請してください。

◇申請後の工事の変更について

Q 工事をやめたいのですが？

A （1）電気工事店に連絡して、キャンセルできるか、相談してください。

（2）その後、すみやかに、危機管理総室まで連絡してください。

Q 工事内容を変更したいのですが？

A （1）電気工事店に相談して、変更後の見積書をもらってください。

（2）その後、すみやかに、危機管理総室まで連絡してください。

◇設置後について

Q 工事完了後に提出する書類を、郵送してもいいですか？

A 実績報告書の提出についても、郵送でも受付します。

Q 工事完了後に提出する書類の締め切りは、いつですか？

A 令和5年2月28日（火）までに、危機管理総室あて提出してください。

Q 設置した感震ブレーカーの点検は、必要ですか？

A 特に必要ありません。ただし、製品の取扱い説明書に従ってください。

Q 壊れた場合、補助金がでますか？

A 1世帯につき1回限りの申請のため、新たに取り付けたり修理したりする場合の費用等について、補助金はありません。

Q 耐用年数はどれくらいですか？

A 感震ブレーカーを含む、一般的なブレーカーに使用されている電気部品の推奨交換時期は、10年～15年程度のため、その期間を超えたら、電気工事店へ点検について相談してください。